

川保運発第 22 号
令和 2 年 3 月 26 日

川口市監査委員 小 川 春 海 様
同 星 野 隆 男 様
同 杉 本 佳 代 様
同 江 袋 正 敬 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果に対する措置について

令和元年 10 月 28 日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

① 出納事務について（保育運営課）

保育運営課の延長保育利用料の出納事務において、事務の執行が川口市会計事務規則どおりに行われていないものが見受けられたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

令和 2 年度から延長保育利用料の出納事務を保育入所課から移管し、川口市会計事務規則に基づく適正な事務の執行、管理となるよう措置を講じました。



川青発第 26 号
令和3年2月19日

川口市監査委員 小川 春海 様
同 金井 洋 様
同 前原 博孝 様
同 江袋 正敬 様

川口市長 奥ノ木 信夫



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和元年10月28日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

支出事務について（青少年対策室）

青少年対策室の支出において、会計事務の手引きに定める期限までに支払われていないものが見受けられたので、適正に執行されたい。

講じた措置の内容

青少年対策室の所掌事務について、スケジュールの共有及び進捗状況の管理を行い、会計事務の手引きに定める期限内に支払いがされるよう措置を講じました。

